

三朝町障害者活躍推進計画

機 関 名 三朝町役場

任命権者 三朝町長 松浦弘幸

計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

三朝町における障がい者雇用に関する課題

三朝町は、障がい者の採用・定着状況とも概ね順調と考えているが、障がいのある人を対象とした職員採用試験の定期的な実施や働きやすい職場環境の整備など、障がい者雇用に対して積極的に取り組む必要がある。

1 目 標

（1）採用に関する目標

法定雇用率以上の障がい者雇用を維持する。

（参考） 令和元年6月1日時点の実雇用率： 2.78%

（評価方法） 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理する。

（2）定着に関する目標

不本意な離職者を極力生じさせないことを目標とする。

（評価方法） 人事記録を元に、定着状況を把握・進捗管理する。

（3）キャリア形成に関する目標

採用した後も、OJTや各種研修への参加、人事異動等を通じて、計画的にキャリア形成を図っていくことを目標とする。

（評価方法） 人事記録を元に把握・進捗管理する。

2 取組内容

（1）障がい者の活躍を推進する体制整備

- ① 障害者雇用推進者として総務課長を選任する。
- ② 障害者職業生活相談員を必要に応じて選任するとともに、障がい者である職員の相談窓口を設定し、個人に周知する。
- ③ 障害者職業生活相談員選任の義務が生じた場合は、随時、選任するとともに、当該選任しようとする者が選任要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。

（2）障がい者の活躍の基本となる職務の選定及び創出

身体障がい等により、従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

（3）障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- ① 相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。

なお、措置を講じるにあたっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。

② 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。

- ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。
- ・「自力で通勤できること」、「介助者なしで業務遂行が可能」、「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
- ・特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。

3 その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。

三朝町障害者活躍推進計画

機 関 名 三朝町教育委員会

任命権者 三朝町教育委員会教育長

計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

三朝町教育委員会における障がい者雇用に関する課題

三朝町教育委員会は、三朝町（町長部局）からの出向職員で構成されており、独自の募集・採用を行っていない。現時点では、職員の中に障がい者はいないが、町長部局と一体となって、障がい者雇用の推進に関する理解を深めていく必要がある。

1 目 標

（1）採用に関する目標

三朝町教育委員会は、三朝町（町長部局）からの出向職員で構成されているため、独自の募集・採用は行っていない。

（2）定着に関する目標

なし

2 取組内容

（1）障がい者の活躍を推進する体制整備

- ① 職員は、三朝町（町長部局）からの出向職員で構成されているため障害者雇用推進者は町長部局と同一の総務課長を選任する。
- ② 障害者職業生活相談員を必要に応じて選任するとともに、障がい者である職員の相談窓口を設定し、個人に周知する。
- ③ 障害者職業生活相談員選任の義務が生じた場合は、随時、選任するとともに、当該選任しようとする者が選任要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。

（2）障がい者の活躍の基本となる職務の選定及び創出

身体障がい等により、従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

（3）障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。

なお、措置を講じるにあたっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。

3 その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。